

令和7年6月6日
総務部人事課

附属機関に関する条例の一部改正について

1 趣 旨

いじめ防止対策推進法に基づきいじめ重大事態に係る調査を実施するため、附属機関を設置する。

2 改正内容

(1) 福井県いじめ調査専門委員会の設置

- ・県立学校におけるいじめ重大事態の調査を実施
- ・いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく調査機関
- ・従来は教育委員会内部に設置していたが、附属機関とすることで調査の独立性、透明性を確保

(2) 福井県いじめ再調査委員会の設置

- ・県立学校および私立学校の設置者が実施した、いじめ重大事態の調査結果についての調査を実施
- ・いじめ防止対策推進法第30条第2項および第31条第2項に基づく調査機関
- ・従来は再調査の必要性が生じた場合に設置する方針としていたが、常設の附属機関として設置 (R7.3月時点で再調査の実績なし)

重大事態発生時のフロー

| 校種別 | ① 発生 | ② 調査 | ③ 報告 | ④ 再調査 | ⑤ 再調査の結果の議会への報告 |
|--------------------|-------------------------------------|---|---------------|---|-----------------|
| 県立学校 | | 学校またはその設置者は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者の下に調査組織を設け、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を実施 (法28条①) | 知事に報告 (法30条①) | 知事は、当該報告にかかる重大事態への対処または同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を実施 (法30条②・31条②) | 県議会に報告 (法30条③) |
| 私立学校 (知事所轄の小中高) | いじめ重大事態 ・自殺 ・自殺未遂 ・長期間の欠席等 | | 知事に報告 (法31条①) | | 県議会への報告規定なし |
| 小・中学校 (市町立) | | | 市町長に報告 | 市町長は、当該報告にかかる重大事態への対処または同種の事態の発生のため必要があると認めるときは、再調査を実施 | 市町議会に報告 |

※ 法:いじめ防止対策推進法

「福井県いじめ調査専門委員会」の対象範囲

「福井県いじめ再調査委員会」の対象範囲

3 公 布

令和7年7月予定

4 施 行

公布の日から施行